

人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免に関する事項

(1) 職員採用の状況(H21.4.1～H22.3.31)

職種別	男性	女性	計
一般行政職	3	0	3
医療職(医師)	3	1	4
医療職(医療技術者)	1	1	2
医療職(看護師)	1	7	8
技能労務職	3	0	3
計	11	9	20

(2) 職員の退職の状況(H21.4.1～H22.3.31)

定年退職	8	人
勲奨退職	22	人
普通退職	16	人
分限免職	0	人
懲戒免職	0	人
失職	0	人
死亡退職	1	人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間(公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員を除きます)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況(H21.1.1～H21.12.31)

職員には、1年を通じて20日間の年次有給休暇が与えられます。
 当該年に与えられた年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合には、翌年に限りこの残日数を繰り越して使用することができます。

平均使用日数	取得率
9.3 日	23.4%

(3) 時間外勤務の状況(H21.4.1～H22.3.31)

時間外勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
64,471 時間	79 時間

(4) 育児休業の状況(H21.4.1～H22.3.31)

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、

	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0 人	7 人
前年度から引き続いている者	0 人	8 人

(5) 介護休暇の状況(H21.4.1～H22.3.31)

職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その介護のために6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇を取得できます。
 介護休暇により勤務しない時間は無給となります。

	男性	女性
新たに介護休暇を取得した者	0 人	1 人
前年度から引き続いている者	0 人	0 人

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職、降給があります。

分限処分者数(H21.4.1～H22.3.31)

(単位:人)

	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	30	0	30
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

懲戒処分者数(H21.4.1～H22.3.31)

(単位:人)

	免職	停職	減給	戒告	計	訓告	注意
法令に違反した場合	0	0	1	0	1	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	1	0	0	1	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

4. 職員の研修の状況

(1) 研修機関(奈良市町村会館等)における研修の状況(H21.4.1～H22.3.31)

研修名	参加研修回数	参加者数
階層別職員研修	9 回	20 人
能力開発・向上研修	25 回	63 人

(2) 市町村独自で行った職員研修の状況(H21.4.1～H22.3.31)

研修名	参加研修回数	参加者数
労務管理職研修	2 回	98 人
セクハラ防止対策研修	4 回	344 人
人事考課(評価)管理職研修	2 回	101 人

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

公務災害補償制度

加入団体	公務災害認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 奈良県支部	21	針刺し事故、捻挫、骨折等

6. 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況(H21.4.1～H22.3.31)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったとき、公平委員会は、審査を行い事案を判定し、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければならないこととされています。

継続件数	措置要求件数
0	0

7. 不利益処分に関する不服申立の状況(H21.4.1～H22.3.31)

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。

この不服申立てを受理したとき、公平委員会はその事案の審査を行い、その処分の承認、修正又は取消しを行い、必要がある場合は任命権者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。

継続件数	不服申立件数
0	0